

第2 本市における高齢者保健福祉・介護保険事業の概要

1 本市の現状

(1) 高齢者の現状

ア 人口総数と構成の推移

本市は、戦後一貫して人口が増加し、その規模は縮小しつつも現在もなお年間5千人規模の増加が続いている。自然動態（出生数-死亡数）では、平成21年に自然減となって以降、減少規模の拡大が続いている。また、社会動態（転入数-転出数）では、転入超過が続いているが、その規模は社会経済情勢等の影響を受けている。これらの動態傾向から、札幌市の将来人口は、平成27年には143万人にまで減少すると予測されている。

本市の人口総数といわゆる「年齢3区分」人口及び構成比の各推移の概要（昭和20年次以降10年次毎、平成28年及び平成29年）は、下表のとおりである。年少人口（0～14歳）は昭和58年次、生産年齢人口（15～64歳）は平成19年次を各ピークとして以後漸減している。

一方、高齢者人口（65歳以上）の推移を見ると、昭和45年以降（46,255人）、一貫して増加が続き、平成29年次では50万人を超過するに至った。また、高齢化率の推移を見ると、昭和40年代は4パーセント台であったところ、その後一貫して増加し、昭和60年には高齢化社会の目安とされる7パーセントを超え、近時では約25パーセントの水準に至っている（超高齢社会）。

なお、本市の状況を全国20政令市及び東京都区部と比較すると、人口は第5位であるが、年少人口率は第18位、生産年齢人口率は第7位、高齢者人口率は第9位であり（いずれも平成27年10月現在）、合計特殊出生率¹⁶（平成26年）では最下位という順位にある。

	人口総数 17	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
		0～14歳	構成比率(%)	15～64歳	構成比率(%)	65歳～	構成比率(%)
昭和20年	220,139	…	…	…	…	…	…
30年	426,620	133,118	31.20	277,331	65.01	16,155	3.79

¹⁶ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計をいい、次の2つの種類があり、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。①「期間」合計特殊出生率（ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。）②「コーホート」合計特殊出生率（ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。）

¹⁷ 人口総数は、平成27年までは国勢調査ベース、平成28年以降は住民基本台帳ベースである。

40年	794,908	186,405	23.45	577,165	72.61	31,338	3.94
50年	1,240,613	291,181	23.47	883,429	71.21	65,274	5.26
60年	1,542,979	329,087	21.33	1,098,074	71.17	115,081	7.46
平成7年	1,757,025	273,276	15.55	1,275,976	72.62	202,897	11.55
17年	1,880,863	234,086	12.45	1,318,478	70.10	325,401	17.30
27年	1,952,356	221,013	11.32	1,235,516	63.28	483,534	24.77
28年	1,947,127	224,733	11.54	1,229,882	63.16	492,512	25.29
29年	1,951,640	223,213	11.44	1,221,314	62.58	507,113	25.98

また、本市における平成29年の年齢別・男女別の構成は、以下のとおりとなっている。

		男性(人)	女性(人)	性比 (対女性)
総人口		912,848	1,038,792	87.9%
	0～14歳	114,081	109,132	104.5%
	15～64歳	587,214	634,100	92.6%
	65歳以上	211,553	295,560	71.6%
	65～74歳	122,979	145,971	84.2%
	75歳以上	88,574	149,589	59.2%

イ 行政区別の高齢者人口及び高齢化率

本市は、中央区等10の行政区により構成される。各区の人口、年齢別割合等は下表のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

全市/区	総数	年少人口 <14歳以下>		生産年齢人口 <15歳～64歳>		高齢者人口 <65歳以上>			
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	後期高齢者人口 <75歳以上>	
								人口	割合
全市	1,949,947	222,488	11.4	1,214,112	62.3	513,347	26.3	242,666	12.4
中央区	233,777	24,303	10.4	156,358	66.9	53,116	22.7	25,949	11.1
北区	284,777	34,512	12.1	176,201	61.9	74,064	26.0	34,660	12.2
東区	261,581	31,029	11.9	165,151	63.1	65,401	25.0	30,454	11.6
白石区	211,683	23,343	11.0	137,324	64.9	51,016	24.1	24,531	11.6
厚別区	127,658	13,417	10.5	76,054	59.6	38,187	29.9	17,668	13.8
豊平区	221,570	24,143	10.9	143,003	64.5	54,424	24.6	26,600	12.0

清田区	114,733	15,154	13.2	68,202	59.4	31,377	27.3	13,793	12.0
南区	137,920	14,020	10.2	77,560	56.2	46,340	33.6	22,728	16.5
西区	214,301	24,863	11.6	131,432	61.3	58,006	27.1	27,826	13.0
手稲区	141,947	17,704	12.5	82,827	58.4	41,416	29.2	18,457	13.0

高齢者人口では、北区が74,064人で最も多く、以下、東区(65,401人)、西区(58,006人)、豊平区(54,424人)と続き、清田区(31,377人)が最少となっている。区別の高齢化率では、南区が33.6パーセントと最も高く、以下、厚別区(29.9パーセント)、手稲区(29.2パーセント)、清田区(27.3パーセント)と続き、中央区(22.7パーセント)が最低となっている。

ウ 本市の高齢者世帯数及び高齢者単身世帯数

平成7年以降5年毎の高齢者世帯数及び高齢者単身世帯数の推移は、下表のとおりである。高齢者人口の増加に伴って、高齢者世帯数、とりわけ高齢夫婦世帯¹⁸数、高齢者単身世帯数が増加している。

(各年10月1日現在)

平成	一般世帯総数	高齢者世帯数			高齢者単身世帯数(65歳以上)		
		世帯類型	世帯数	一般世帯数に占める割合	性別	世帯数	一般世帯数に占める割合
7年	713,461	65歳以上親族のいる世帯	139,810	19.6	男	6,983	1.0
		-	-	-	女	23,789	3.3
		夫婦が高齢世帯	43,078	6.0	計	30,772	4.3
12年	759,338	65歳以上親族のいる世帯	178,655	23.5	男	11,535	1.5
		平成7～12年増加数・率	増加数 38,845	増加率 27.8	女	35,029	4.6
		夫婦が高齢世帯	57,562	7.6	計	46,564	6.1
17年	833,796	65歳以上親族のいる世帯	216,507	26.0	男	15,505	1.9
		平成12～17年増加数・率	増加数 37,852	増加率 21.2	女	46,079	5.5
		夫婦が高齢世帯	70,002	8.4	計	61,584	7.4
22年	884,750	65歳以上世帯員のいる世帯	259,124	29.3	男	21,295	2.4
		平成17～22年増加数・率	増加数 42,617	増加率 19.7	女	60,553	6.8
		夫婦が高齢世帯	82,888	9.4	計	81,848	9.3

¹⁸ 高齢夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が60歳以上のみの世帯を指す。

27年	920,415	65歳以上世帯員のいる世帯	314,600	34.2	男	29,838	3.2
		平成22～27年増加数・率	増加数 55,476	増加率 21.4	女	74,812	8.1
		夫婦が高齢世帯	98,660	10.7	計	104,650	11.4

エ 行政区別の高齢者世帯数及び高齢者単身世帯数等

各区の高齢者を世帯員とする一般世帯数及び高齢者世帯数等は、下表のとおりである。高齢者を世帯員に含む一般世帯は、世帯数では北区が最多（45,332世帯）であり、清田区が最少（18,002世帯）となっている。高齢夫婦世帯数でも北区が最多（14,221世帯）、清田区が最少（6,449世帯）となっている。

高齢者の単身世帯数（総数）については、北区（14,688世帯）を筆頭に、以下、中央区（14,403世帯）、東区（14,050世帯）と続き、清田区が最少（4,257世帯）という状況にある。

（10月1日現在）

	高 齢 単 身 世 帯 数					
	総 数					
	総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年	104,650	28,304	22,279	19,986	18,115	15,966
中央区	14,403	4,118	3,046	2,607	2,450	2,182
北区	14,688	4,098	3,065	2,823	2,405	2,297
東区	14,050	3,924	3,067	2,670	2,321	2,068
白石区	11,906	3,369	2,648	2,311	1,946	1,632
厚別区	6,802	1,740	1,464	1,442	1,179	977
豊平区	12,419	3,288	2,712	2,395	2,199	1,825
清田区	4,257	1,081	858	769	808	741
南区	8,722	2,058	1,770	1,753	1,716	1,425
西区	11,536	3,137	2,425	2,089	2,082	1,803
手稲区	5,867	1,491	1,224	1,127	1,009	1,016

	高 齢 単 身 世 帯 数					
	男					
	総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年	29,838	11,195	6,803	5,045	3,635	3,160
中央区	3,824	1,521	852	631	443	377
北区	4,204	1,660	946	689	480	429
東区	4,233	1,645	995	738	450	405

白石区	3,754	1,473	860	685	401	335
厚別区	1,733	587	394	319	227	206
豊平区	3,594	1,315	831	619	472	357
清田区	1,174	425	257	176	161	155
南区	2,384	766	537	428	335	318
西区	3,248	1,234	750	472	456	336
手稲区	1,690	569	381	288	210	242

	高 齢 単 身 世 帯 数					
	女					
	総数	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年	74,812	17,109	15,476	14,941	14,480	12,806
中央区	10,579	2,597	2,194	1,976	2,007	1,805
北区	10,484	2,438	2,119	2,134	1,925	1,868
東区	9,817	2,279	2,072	1,932	1,871	1,663
白石区	8,152	1,896	1,788	1,626	1,545	1,297
厚別区	5,069	1,153	1,070	1,123	952	771
豊平区	8,825	1,973	1,881	1,776	1,727	1,468
清田区	3,083	656	601	593	647	586
南区	6,338	1,292	1,233	1,325	1,381	1,107
西区	8,288	1,903	1,675	1,617	1,626	1,467
手稲区	4,177	922	843	839	799	774

年次及び区	高齢夫婦世帯数	65歳以上世帯員がいる一般世帯数
平成27年	98,660	314,600
中央区	9,542	33,734
北区	14,221	45,332
東区	12,156	40,672
白石区	8,994	32,034
厚別区	8,005	22,865
豊平区	10,165	34,323
清田区	6,449	18,002
南区	9,617	28,232

西 区	11,312	35,742
手 稲 区	8,199	23,664

オ 高齢化に関する将来予測

(ア) 本市への転入超過

道都である本市においては、転入者数が転出者数をいずれの年度においても上回っているが、高齢者の道内移動についても同様の傾向にあり、道内他市町村から本市への転入超過の状態が続いている。本市統計によれば、平成24年(2012年)に65歳以上の高齢者の転入超過数が2,000人を超え、現在も同じ水準にある。そのうち75歳以上の後期高齢者の転入超過数の占める人数及び割合は、平成28年(2016年)では1,599人(高齢者転入超過数の74.1パーセント)となっている。ちなみに、本市に居住する家族・親族との同居、入院・施設入所、定年後の居住、一戸建管理困難という理由が多い。そして、この傾向は、今後も継続することが予測される。

(イ) 高齢化率の急進

平成27年度の総務省統計局による国勢調査結果によれば、本市の高齢化率は平成27年10月現在で24.9パーセントであり¹⁹、同時期の北海道の29.1パーセント、全国平均26.6パーセントと比較して低い状況にあるものの、政令市平均の24.8パーセントを僅かに上回っている²⁰。一方、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、今後急速な高齢化が進行することが予測され、平成27年(2015年)の後期高齢者人口を1としたとき、20年後の2035年には、本市は福岡市と並び、1.7倍超となる推計が示されている²¹。そして、本市の推計では、同年度の人口構成は、年少人口(0歳～14歳)が8.6パーセント、生産年齢人口(15歳～64歳)が56.3パーセントに対し、高齢者人口(65歳以上)は35.1パーセントとなることが予測されている。

(ウ) 高齢者世帯、高齢者単身世帯の増加

前記のとおり、本市の高齢夫婦世帯は、平成22年(2010年)に82,888世帯(一般世帯に占める割合9.4パーセント)であったのに対し、5年後の平成27年(2015年)には98,660世帯(同10.7パーセント)に増加している。

高齢者単身世帯数については、平成22年(2010年)に81,848世帯(同9.3パーセント)であったのに対し、5年後の平成27年(2015年)には104,650世帯(同11.4パーセント)に増加している。本市の推計によれば、20年後の2035年には、139,000

¹⁹ 平成29年10月現在では26.0パーセントとなっている。

²⁰ 当監査人が入手しうる最新の統計によれば、平成29年度における高齢化率は、全国で27.3パーセント、北海道で30.3パーセント、そして本市においては26.2パーセントであり(全政令市平均では25.1パーセント)、本文に記載した基本的傾向に変化はないと言える。

²¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)による。なお、最新のデータは、日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)。

世帯（同 15.8 パーセント）に至り、おおむね 8 世帯強に 1 世帯の割合となることが予測されている。

(2) 要介護等認定者数、介護サービス利用の現状

ア 全国の状況

介護保険制度は、制度創設から 18 年を経過した。厚生労働省が取り纏めたこの間の利用者数等の増加の状況は、以下のとおりである。サービス利用者は 3.2 倍となり、現在では高齢者介護に不可欠な制度となっている。

		平成 12 年 4 月末	平成 30 年 4 月末	増加倍数
第 1 号被保険者数		2,165 万人	3,492 万人	1.6 倍
要介護等認定者数		218 万人	644 万人	3.0 倍
サービス 利用者数	在宅サービス	97 万人	366 万人	3.8 倍
	施設サービス	52 万人	93 万人	1.8 倍
	地域密着型サービス	-	84 万人	-
	計	149 万人	474 万人	3.2 倍

イ 本市の第 1 号被保険者数、要介護等認定者数、介護サービス利用者数

入手可能な最新の統計によれば、下表のとおり、2016 年（平成 28 年）10 月現在の本市の第 1 号被保険者数は 491,081 人であり、うち 99,125 人が要介護又は要支援認定（以下「要介護等認定」）を受けている²²。要介護等認定者は、第 1 号被保険者数の伸び以上に増加し、後者に占める前者の割合（要介護等認定率）は介護保険制度が開始した平成 12 年（2000 年）10 月との対比では 8.9 ポイントの増となっている。要介護等認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者数も増加し、平成 28 年（2016 年）には第 1 号被保険者の 6 人に 1 人（15.4 パーセント）が利用している。

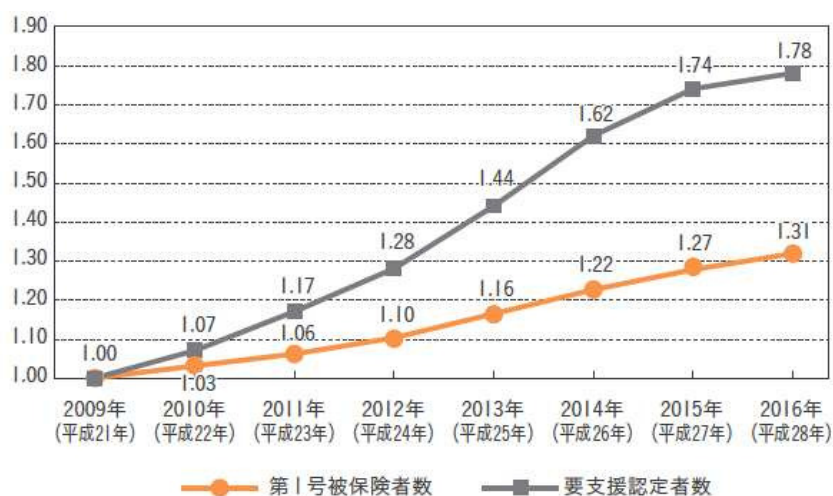
	2000 年	2016 年
	(平成 12 年)	(平成 28 年)
第 1 号被保険者数	257,597 人	491,081 人
要介護等認定者数	30,250 人	101,026 人
うち第 1 号被保険者の認定者数	29,232 人	99,125 人
(第 1 号被保険者の要介護等認定率)	(11.3%)	(20.2%)

²² 第 1 号被保険者・要介護等認定者数は 10 月 1 日現在の人数である。

介護サービス利用者数 ²³	23,634人	75,670人
(第1号被保険者数に占める割合)	(9.2%)	(15.4%)
(要介護等認定者数に占める割合)	(78.1%)	(74.9%)

また、後記のとおり、本市は、全国平均と比較して、要支援認定率、認定者数ともに高い水準にある。要支援認定者数の推移は、以下のとおりである（第1号被保険者数と要支援認定者数の増加率。平成21年（2009年）を1とした場合の指数の推移を示す）。

（各年10月1日現在）

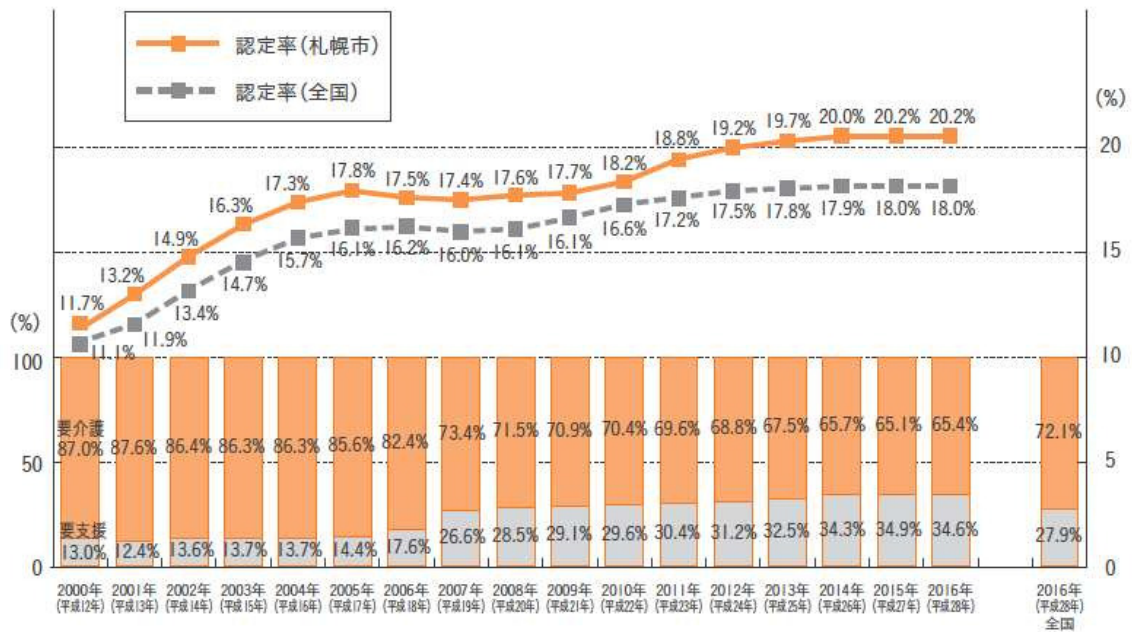


ウ 要介護等認定率の状況

本市の要介護等認定率は、介護保険制度開始以来一貫して全国に比べ高水準にある。要介護等認定者の構成比では、平成28年（2016年）10月現在で要支援が34.6パーセント（全国平均27.9パーセント）、要介護が65.4パーセント（同72.1パーセント）となっており、要支援の割合が高い。

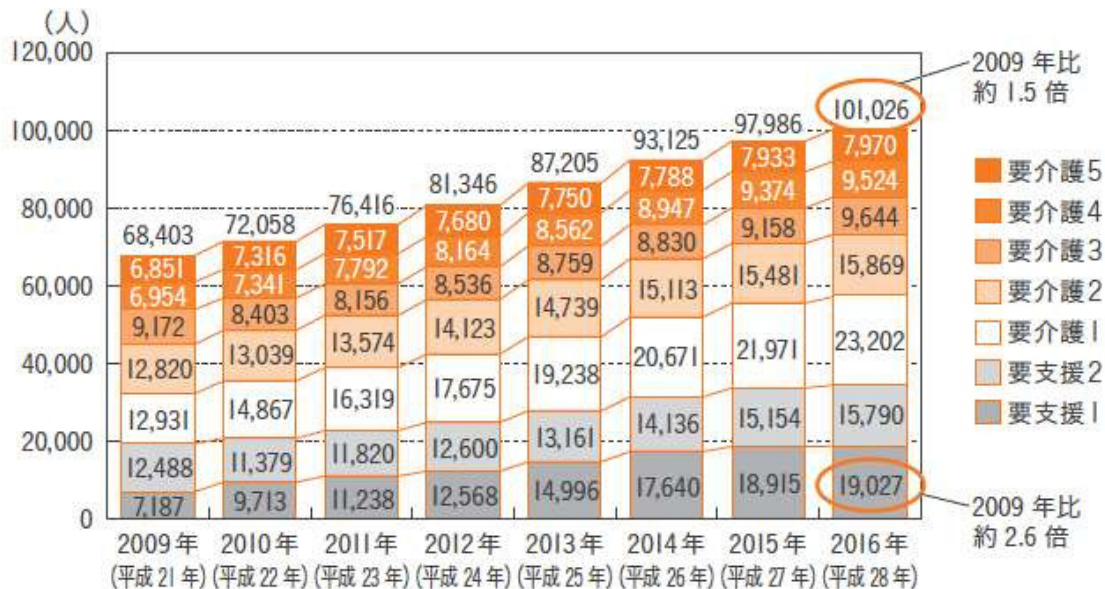
要支援認定率は、同年9月末現在で全国平均5.1パーセントのところ、本市は7.0パーセントの水準にある。

²³ 介護サービス利用者数は10月利用分。要介護等認定者数・介護サービス利用者数には、第2号被保険者を含む。



エ 要介護等認定者数と構成の推移

本市の要介護等認定者数は年々増加し²⁴、平成28年(2016年)には10万人を超えるに至った。2025年には、約14万人となることが予測されている。この間の特徴としては、要支援(特に要支援1)の増加が大きいことが指摘される。



²⁴ 本グラフの要介護等認定者数は、各年10月1日現在、第2号被保険者を含む。

(3) 認知症高齢者の現状と課題

ア 本市の現状

本市居住の高齢者に占める認知症高齢者²⁵の割合は、65歳から69歳では1.4パーセント、70歳から74歳では3.4パーセント、75歳から79歳では7.4パーセントであるが、80歳以上では2桁に上り、90歳以上では56.5パーセントを占める。

札幌市の要介護等認定者²⁶に占める認知症高齢者は53,800人であり、高齢者のおよそ10人に1人が認知症という状況にある。また、年齢に比例して認知症の率は高くなり、90歳以上では56.5パーセントに至っている（平成29年4月1日現在）。

認知症高齢者が被虐待者となる割合も高率となっている。被虐待者のうち、要介護等認定者は85.9パーセントを占め、そのうち認知症高齢者は75.3パーセントを占める（平成28年度。虐待認定者総数は85人）。

イ 課題等

認知症高齢者は年々増加することが予測され、2025年には認知症高齢者数は74,606人、高齢者人口に占める割合は13.0パーセント（およそ8人に1人が認知症）という水準になることが見込まれている。

介護に携わる家族等が孤立せず、地域の理解と支援の中で生活ができるようにするため、本市においては、認知症サポーターの養成や活動機会の拡大、介護者の負担軽減のための相談支援、交流会の取組を推進する一方、地域の認知症医療体制の推進等の取組や施設整備等を行うものとしている。

(4) 高齢者保健福祉関係歳出決算の推移と現状

ア 高齢者保健福祉関係歳出決算の推移、一般会計歳出決算に占める割合

平成30年度を含む直近5か年度では、一般会計に占める保健福祉費歳出決算の割合は37パーセント強から40パーセント強で推移し、高齢者福祉費歳出決算に着目すると一般会計の1パーセント前後となっている（平成30年度は予算値）。

²⁵ **認知症高齢者**：本市において要介護等認定を受けている者のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の高齢者をいう。日常生活自立度は、Ⅰ（何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している）、Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。なお、ⅡaとⅡbにさらに分類される）、Ⅲ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。なお、ⅢaとⅢbにさらに分類される）、Ⅳ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を要する）、Ⅴ（著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする）に分類されている（要介護認定における「認定調査票記載の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（平成21・9・30 老老発0930 第2 厚労省老健局老人保健課長通知））。

²⁶ 住所地特例制度があるため、本市居住の要介護等認定者数とは一致しない。なお、住所地特例制度については、後記第4・2(1)ウ(イ)a(a)の脚注を参照。

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般会計 A	882,717,429	880,807,510	913,881,686	969,309,027	1,011,600,000
保健福祉費 B	330,977,900	344,826,082	367,163,189	361,131,134	381,338,515
(B/A)	37.5%	39.1%	40.2%	37.3%	37.7%
老人福祉費 C	8,880,982	9,181,929	9,207,011	8,233,232	9,235,802
(C/A)	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	0.9%
(C/B)	2.7%	2.7%	2.5%	2.3%	2.4%
介護保険会計	121,256,433	125,907,834	130,164,624	137,508,177	146,220,000

イ 主要な高齢者保健福祉事業決算の推移

平成 30 年度を含む直近 5 か年度の高齢者福祉費歳出決算のうち、主要な事業に係る決算の推移は、下表のとおりである（平成 30 年度は予算値）。

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老人福祉費歳出決算	8,880,982	9,181,929	9,207,011	8,233,232	9,235,802
理美容サービス	1,364	1,417	2,821	2,915	3,446
高齢者巡回相談	6,494	6,620	7,678	6,553	6,600
老人クラブ助成	64,667	63,185	62,079	60,450	61,471
高齢者福祉バス	23,412	30,280	29,315	29,204	30,000
はつらつシニアサポート事業	6,197	4,851	660	1,290	3,500
敬老優待乗車証	4,526,242	4,672,470	4,691,258	4,889,050	5,452,347
敬老優待乗車証 IC カード移行	-	234,855	872,916	-	-
高齢者保健福祉週間行事	2,584	2,761	1,158	1,326	-
シニア大学	4,142	6,404	6,404	5,486	2,700
外国人高齢者福祉手当	2,790	2,220	1,670	1,580	1,560
生活支援型ショートステイ	-	-	627	761	1,068

ウ 介護保険事業特別会計の推移

平成 30 年度を含む直近 5 か年度の介護保険事業特別会計決算の推移は、下表のとおりである（平成 30 年度は予算値）。平成 26 年度比で見ると、平成 29 年度特別会計（全体）は 16,251,744 千円増（13.4 パーセント増）、保険給付費（全体）は 10,875,075 千円増（9.3 パーセント増）、地域支援事業費（全体）は 2,672,403 千円増（136.2 パーセント増）となっている。

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護保険事業特別会計	121,256,433	125,907,834	130,164,624	137,508,177	146,220,000
保険給付費	115,906,794	119,785,934	123,485,111	126,781,869	133,909,379
介護・介護予防サービス費	108,232,731	111,838,941	115,636,992	118,975,933	125,566,322
特例サービス費	4,103	4,666	3,830	4,281	11,656
福祉用具購入費	191,001	193,907	191,379	202,018	215,137
住宅改修費	559,889	589,926	585,038	585,841	545,551
高額サービス費	2,356,453	2,534,171	2,796,872	2,874,867	3,308,609
特定入所者介護サービス等費	4,047,030	4,072,179	3,715,988	3,530,781	3,618,272
審査支払手数料	137,244	144,857	134,826	130,354	141,426
高額医療合算サービス費	378,342	407,286	420,185	477,794	502,406
地域支援事業費	1,960,850	2,047,052	2,143,290	4,633,253	7,832,623
短期集中予防型サービス事業 ²⁷	15,153	13,943	12,298	9,037	15,897
通所型介護予防事業 ²⁸	37,462	37,461	24,683	-	
訪問・通所型サービス事業	-	-	-	1,964,196	4,435,046
介護予防ケアマネジメント	-	-	-	336,462	753,062
生活支援型ショートステイ ²⁹	809	-	-	-	-
おむつサービス	276,564	290,393	313,060	323,426	351,795
配食サービス	116,467	119,135	120,684	97,776	127,274
成年後見制度利用支援事業	4,195	6,557	7,692	8,276	11,051
地域包括支援センター ³⁰	1,048,150	1,101,415	1,152,084	1,230,266	1,271,958
介護予防センター ³¹	344,950	344,861	346,943	408,446	497,481
高齢者健康入浴推進事業	6,424	6,713	6,713	6,713	6,713
高齢者口腔ケア研修事業	3,442	3,442	3,442	3,442	3,443

²⁷ 短期集中予防型サービス事業：短期集中予防型サービス事業は、平成 30 年度より短期集中予防型訪問指導事業、短期集中予防型訪問生活動作指導事業、短期集中予防型訪問栄養指導事業を統合のうえ、名称変更した（後記第 4・2(4)を参照）。

²⁸ 通所型介護予防事業：通所型介護予防事業は、平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、事業が細分化された（後記第 4・1(1)イ(ウ)、第 4・2(4)を参照）。

²⁹ 生活支援型ショートステイ事業：生活支援型ショートステイ事業は、平成 27 年度までは介護保険特別会計にて実施されていたが、平成 28 年度から一般会計（高齢者福祉費）にて実施している（後記第 3・1(2)ア、第 3・2(2)ウを参照）。

³⁰ 地域包括支援センター：すべての介護保険の保険者（介護 3）に設置されている地域包括ケアシステム（後注）の中核機関。包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村が定める条例上の基準を遵守する（介護 115 の 46）。本市では全 10 区 27 か所に設置されている。運営は社会福祉法人等に委託されている。

³¹ 介護予防センター：地域包括支援センターを補完する機関。介護予防教室の開催、介護予防活動の支援等、介護予防の拠点。本市では全 10 区 53 か所に設置されている。運営は社会福祉法人等に委託されている。

あんしんコール事業	62,863	74,317	69,650	59,307	62,239
介護サポートポイント事業	9,420	11,252	11,527	12,090	11,200

2 監査対象事業を担当する本市の高齢者保健福祉・介護保険事業所管部局の概要

(1) 本庁保健福祉局総務部、同局監査指導室、同局高齢保健福祉部

本年度の特定事件である高齢者保健福祉事業と介護保険事業に関する財務事務の執行を担う本市本庁の部局及びその所掌事務の概要は、以下のとおりである（監査年度である平成29年度現在）。なお、後記する区の部課係及びこれらの事務分担と同様、特定事件に関係のない部局等及び事務分担は割愛している。

総務部			
総務部長	総務課	庶務係	局所管事務の運営管理に係る総括調整 / 寄附金の受理及び配分 / 社会福祉統計に係る事務の総括 / 各種事務協議会との連絡調整 / 社会福祉審議会の庶務 / 社会福祉施設等整備審査会の庶務 / 局内他部課係の主管に属しないこと
		保健福祉総括担当係長	保健福祉局事業の総括調整 / 保健福祉施策総合推進本部の運営 / 区保健福祉部の機能強化の推進 / 区保健福祉部が行う事務の総括調整 / 区保健福祉課職員の研修に関すること
	総務課地域福祉推進担当係長	地域福祉推進係	地域福祉活動の推進 / 福祉除雪事業 / 社会福祉関係団体等との連絡調整 / 民生委員・児童委員、主任児童委員関係事務 / 社会福祉総合センターの運営管理 / 要配慮者避難支援に関すること
		福祉活動推進担当係長	地域福祉社会計画の推進 / 地域福祉ネットワークの構築 / 福祉のまち推進事業 / 地域福祉振興助成金 / 市民後見推進事業 / ボランティア振興に関すること
監査指導室長	監査指導課	法人指導担当係長	社会福祉法人の監査及び指導
		施設指導担当係長	生活保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設、母子福祉施設及び介護老人保健施設の監査及び指導
高齢保健福祉部			
高齢保健福祉部長	高齢福祉課	企画係	部内の庶務 / 部内の予算・経理 / 寄附金品の受理 / 公有財産に関する台帳の整備 / 部内職員等の研修、表彰等 / 高齢者住宅整備資金貸付に係る償還事務/敬老祝品 / 高齢者保健福祉週間行事 / 高齢者に対する施策の企画及び総括調整 / 部内他課所の所管の属しないこと

		社会参加支援担当係長	高齢者の社会参加支援に係る基本方針の策定に関すること / 敬老優待乗車証交付事業
		高齢福祉係	老人休養ホーム等の運営 / 高齢者あんしんコール事業 / 高齢者訪問理美容サービス事業 / 生活支援型ホームヘルプサービス事業 / 高齢者健康入浴推進事業 / 生活支援ハウス事業 / ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業 / 介護サポートポイント事業 / 生活支援型ショートステイ事業
		生きがい支援担当係長	老人クラブ活動費助成事業等 / 札幌シニア大学 / 高齢者ゲートボール決勝大会 / 全国健康福祉祭(ねんりんピック)の札幌市選手団派遣 / はつらつシニアサポート事業 / おとしより憩の家運営費補助事業 / 高齢者福祉バス / 老人福祉センターの運営
高齢保健福祉部地域包括ケア推進担当部長	介護保険課	管理係	課内の庶務及び経理 / 介護保険制度の総括 / 介護保険会計の財政運営の総括/介護保険関係の予算・決算の総括 / 介護保険に係る広報 / 介護保険資格事務の総括 / 次期介護保険料額の算定 / 介護保険料賦課事務の総括 / 介護保険料収納管理事務の総括 / 介護保険料滞納整理事務の総括 / 苦情処理の総括 / 課内他係の主管に属しないこと
		給付・認定係	介護保険の給付事務の総括調整 / 給付適正化事業 / 第三者行為求償事務の総括 / 要介護認定事務の総括 / 介護認定審査会の運営の総括 / 給付制限の総括
		企画調整担当係長	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定及び進捗管理の総括/地域包括ケアの推進の総括 / 介護保険事業計画推進委員会の運営の総括 / 保健福祉施策総合推進本部高齢者保健福祉部会及び同ワーキンググループ会議の運営の総括
		計画担当係長	第7期介護保険事業計画の策定 / 第7期介護保険料額の算定 / 第7期介護保険事業計画の財政運営
	介護保険課認知症支援・介護予防担当課長	認知症支援担当係長	認知症施策に関すること / 認知症医療に係る体制整備に関すること / 認知症初期集中支援推進事業に関すること / 認知症地域支援推進員業務に関すること / 認知症支援事業に関すること/認知症介護実践者等養成事業に関すること / 若年性認知症支援に関すること / 成年後見制度利用支援に関すること / 徘徊認知症高齢者 SOS ネットワークに関すること / 介護支援専門員の資質向上に関すること / 在宅医療・介護連携推進事業に関すること / 養護者の高齢者虐待防止及び権利擁護に関すること / 区保健支援係との連携・調整及び訪問指導事業に関すること

		介護予防 担当係長	札幌市地域包括支援センター運営事業及び運営協議会に関すること /介護予防センター運営事業に関すること / 介護予防・日常生活支援 総合事業に関すること / 生活支援体制整備事業に関すること / 高 齢者おむつサービス事業に関すること / 高齢者配食サービス事業に 関すること / 訪問指導事業(札幌市)に関すること
高齢保健 福祉部長	介護保険 課事業指 導担当課 長	事業指導 係	居宅サービス・介護予防サービス及び居宅介護支援事業者の指定及び 運営指導/地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス及び介 護予防支援事業者の指定及び運営指導/第1号訪問事業(短期集中予 防型事業を除く)及び第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業者 の指定及び運営指導
		事業者指 定担当係 長	居宅サービス・介護予防サービス及び居宅介護支援事業者の指定の統 括 / 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス及び介護予 防支援事業者の指定の統括 / 第1号訪問事業(短期集中予防型事業 を除く。)、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業者の指定の 統括 / 認知症高齢者グループホームの整備(公募・選定等) / 人材 確保・定着化事業
		指導担当 係長	居宅サービス・介護予防サービス及び居宅介護支援事業者の運営指導 / 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス及び介護予防支 援事業者の運営指導 / 第1号訪問事業(短期集中予防型事業を除 く。)及び第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業者の運営指導
		施設指導 係	養護・軽費・特別養護老人ホームの運営指導及び各種申請・届出等受 理 / 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 運営指導及び各種申請・届出等受理 / 長生園、稲寿園、菊寿園、拓 寿園、琴寿園の運営管理/老人保護措置費関係事務 / 老人福祉施設へ の入所措置及び費用徴収に関する総括調整 / 老人福祉関係団体との 連絡調整/施設等に対する各種補助金の交付 / 無料低額介護老人保 健施設利用事業 / 特定施設入居者生活介護事業所の運営指導及び各 種申請・届出等受理 / 有料老人ホームの運営指導及び各種届出等 受理
		施設整備 担当係長	老人福祉施設の整備(公募・選定、認可、指定事務等) / 介護老人保 健施設の整備(公募・選定、開設許可事務等) / 介護療養型医療施設 の転換に係る事務 / 施設整備計画に係る事務

(2) 区保健福祉部

高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用者に対し、直接の窓口となる部局は、各
区の保健福祉部の各課係である。

なお、下表のとおり、福祉支援係及び収納係については、中央区、北区、東区、白石区、豊平区及び西区の6区が二係制を採用し、その余の区は一係で執行している。本年度外部監査に際しては、区の規模や監査委員監査との重複等を勘案し、東区、豊平区及び厚別区の3区を選定して各区役所へ往査した。

保健福祉部			
保健福祉部長	保健福祉課	地域福祉係	社会福祉統計に関すること（生活保護に関するものを除く）／寄附品の受理／高齢者ゲートボール広場の認定及び整備／部内の庶務、経理（保険年金課を除く）／部内他課係等の主管に属しないこと
		活動推進担当係長	地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整／地区福祉のまち推進事業の補助に関すること／地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること／区の民生委員・児童委員の総括／老人クラブの育成指導及び補助金の交付／区社会福祉協議会の事業支援に関すること／高齢者保健福祉週間行事の企画及び実施／敬老祝品の支給／おとしより憩いの家の運営指導及び補助金の交付／65歳以上高齢者名簿の作成整備／ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業／要配慮者避難支援対策の促進に関すること
	保健福祉課介護障がい担当課長	給付事務係	措置費等の支払義務／費用徴収金等の調定事務／各種通知・進達事務／各種統計・報告事務／敬老優待乗車証の交付／介護保険法に基づく要介護・要支援認定に係る事務処理／介護保険法に基づく介護認定審査会部会の運営・庶務等／介護保険法に基づく介護給付費の償還払い／介護保険に係る利用者負担額の減額・免除及び負担限度額等の認定／介護保険法に基づく介護給付に伴う不当利得返還金等の処理／介護保険法に基づく介護給付費の制限措置（滞納保険料の控除等）／福祉サービス利用に関する苦情対応
		福祉支援係（中央区、北区、東区、白石区、豊平区及び西区を除く）	高齢者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助／高齢者福祉の措置等に関する調査・訪問及び決定／個人別台帳及び更生指導台帳の作成・管理／地域包括支援センター及び各種相談所等関係機関との連携調整／介護保険法に基づく要介護・要支援認定調査及び決定等／ケアプランの作成（自己作成を含む。）に関する相談・援助／介護支援専門員への相談・援助／介護保険法に基づく介護給付費の制限措置（支払方法の変更等）／高齢者おむつサービスに関する決定／高齢者配食サービスに関する決定／個別支援に関する調整業務、指導業務、研修等業務／福祉サービス利用に関する苦情対応

<p>福祉支援 一係（中央 区、北区、 東区、白石 区、豊平区 及び西区）</p>	<p>高齢者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助 / 高齢者福祉の措置等に関する調査・訪問及び決定 / 個人別台帳及び更生指導台帳の作成・管理 / 地域包括支援センター及び各種相談所等関係機関との連携調整 / 介護保険法に基づく要介護・要支援認定調査及び決定等 / ケアプランの作成（自己作成を含む。）に関する相談・援助 / 介護支援専門員への相談・援助 / 介護保険法に基づく介護給付費の制限措置（支払方法の変更等） / 高齢者おむつサービスに関する決定 / 高齢者配食サービスに関する決定 / 個別支援に関する調整業務、指導業務、研修等業務 / 福祉サービス利用に関する苦情対応</p>
<p>福祉支援 二係（中央 区、北区、 東区、白石 区、豊平区 及び西区）</p>	<p>高齢者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助 / 高齢者福祉の措置等に関する調査・訪問及び決定 / 個人別台帳及び更生指導台帳の作成・管理 / 地域包括支援センター及び各種相談所等関係機関との連携調整 / 介護保険法に基づく要介護・要支援認定調査及び決定等 / ケアプランの作成（自己作成を含む。）に関する相談・援助 / 介護支援専門員への相談・援助 / 介護保険法に基づく介護給付費の制限措置（支払方法の変更等） / 高齢者おむつサービスに関する決定 / 高齢者配食サービスに関する決定 / 福祉サービス利用に関する苦情対応</p>
<p>保健支援 係</p>	<p>高齢者の保健福祉並びに介護保険に関する相談・援助 / 訪問指導（成人の要援護者等の保健指導） / 高齢者の虐待防止等権利擁護に関すること / 認知症支援事業に関すること / 訪問看護等医療との連携に関すること / 要介護・要支援認定調査等 / 介護保険法に基づく介護給付費適正化事業に関すること / 介護施設等の適切な療養の指導に関すること / ケアプランの作成（自己作成を含む。）に関する相談・援助 / 介護支援専門員への相談・援助 / 福祉サービス利用に関する苦情対応 / 地域包括支援センター及び介護予防センターとの連携調整及び支援・指導に関すること / 特定保健指導（65歳以上）に関すること</p>
<p>相談担当 係長</p>	<p>高齢者の保健福祉並びに介護保険に関する相談並びにこれに伴う指導及び助言（初回面接事務） / 保健福祉に関する総合的な相談並びにこれに伴う指導及び助言 / 各種申請・届出の受付 / 関係機関との連携、調整 / 相談・申請統計事務 / 相談窓口に関する総合調整 / 委託案内員への指導及び助言 / ケアプランの作成（自己作成を含む）に関する相談・援助 / 介護支援専門員への相談・援助 / 福祉サービス利用に対する苦情対応 / 福祉サービス調整委員会との連絡調整</p>

保健福祉部福祉担当部長（豊平区、清田区、手稲区）	保険年金課	保険係	介護保険の被保険者の資格得喪、変更の処理/介護保険の被保険者の被保険者証の交付/介護保険の保険料の賦課調定 / 介護保険料の減免
		収納一係・二係（中央区、北区、東区、白石区、豊平区及び西区）	介護保険の保険料収入金の整理 / 介護保険の保険料の過誤納還付金の処理 / 介護保険の口座振替の処理 / 介護保険の保険料収入の決算処理 / 介護保険の保険料の徴収及び納付相談 / 介護保険の保険料の納付督促及び指導 / 保険サービス員制度の運営及び保険サービス員の指導管理 / 介護保険の滞納処分及び徴収猶予
		収納係（中央区、北区、東区、白石区、豊平区及び西区を除く）	

(3) 監査対象事業

本監査の対象事業は、前記(1)の本庁保健福祉局総務部、同局監査指導室、同局高齢保健福祉部及び前記(2)の区保健福祉部の所管事業（委託事業を含む。）とした。

これに対し、本市の高齢者保健福祉施策には、保健医療施策（後期高齢者医療、健康教育、健康診査、予防接種等）や所得保障施策（年金事務、税制上の優遇措置）のほか、下表のとおり、(1)及び(2)以外の部局等の所管事業があるところ、それらについては、本年度の監査対象事業としていない。

事業名	事業概要	所管部局等
さわやか収集（要介護者等ごみ収集排出支援事業）	ごみステーションへのごみ排出が困難な高齢者、障がい者等への支援として生活ごみは玄関先からの収集、大型ごみは家の中からの搬出・排出を行う。	環境局環境事業部業務課
シルバー人材センター事業	高齢者の生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに貢献するため、臨時的・短期的な仕事を希望する高齢者に提供する。	経済観光局雇用推進部雇用推進課
高齢者教室事業	高齢者が時代に即応した能力を身につけ、健康で生きがいのある充実した生活を創造してゆくため、各区において系統的・計画的な学習の機会を提供する。	各区市民部地域振興課
住宅エコリフォーム補助事業	一定の省エネ、バリアフリー改修工事を行う場合の費用の一部補助を行う。	都市局市街地整備部住宅課

市営住宅事業	一定の経済条件と 60 歳以上で現に戸籍上の配偶者がいない単身者につき単身者向け住宅を提供する。	(一財) 札幌市住宅管理公社業務課
高齢者向け優良賃貸住宅補助事業	高齢者向けバリアフリー仕様住宅で各戸に緊急通報装置が設置されている賃貸住宅の賃料の一部補助を行う。	都市局市街地整備部住宅課

3 平成 29 年度の本市における施策の概要

(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画³²

ア 計画策定の目的・法令上の位置づけ・関連計画

厚生労働省は、高齢化社会の急速な進行を受け、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる 2025 年に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム³³）を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするため、同システムの構築を推進している。

本市の第 7 期高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画は、このような地域包括ケアの実現を目指し、その取組を本格化させるための計画として、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すものとして策定された。

なお、本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」（老福 20 の 8 I・VII）と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」（介護 117 I・VI）を併せて一体的に策定するものである。

また、本計画は、本市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年度～34 年度）」（平成 25 年策定）³⁴における高齢者保健福祉分野の個別計画として位置づけられ、関連する計画としては「札幌市地域福祉社会計画³⁵」「札幌市健康づくり基本計画『健康さつぽろ 21（第二次）』³⁶」等がある。

³² http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k500plan/documents/zennki_keikaku_honnsyo.pdf

³³ **地域包括ケアシステム**：地域包括ケアシステムの考え方は、平成 17 年介護保険法改正時に提唱され、中核機関である地域包括支援センターや地域密着型サービスが創設された。平成 23 年介護保険法改正では、更に具体化された（第 4・1(1)ア参照）。同改正法は、「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない」（介護 5Ⅲ）と地域包括ケアの理念と国及び地方公共団体の責務を明記した。OECD（経済開発協力機構）が 1992 年（平成 4 年）に提唱した「エイジング・イン・プレイス（Ageing in Place）」、住み慣れた地域社会を基礎に高齢者にとって相応しい場所で高齢期を暮らすことを支援してゆくという理念に基づく。

³⁴ <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/>

³⁵ <http://www.city.sapporo.jp/chiikifukushi/keikaku/>

³⁶ <http://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/dainijikeikaku.html>

イ 計画期間

本計画は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を計画期間とする。保険給付に要する費用動向、保健福祉施策の進捗状況その他の状況を踏まえ、平成 29 年度中に本計画を見直し、次期計画を策定する。

ウ 基本目標と施策体系

本計画は、「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本目標とし、「地域における連携強化」「サービスの充実と暮らしの基盤の整備」「認知症高齢者支援の充実」「介護予防・健康づくりの推進」「積極的な社会参加の促進」「安定した介護保険制度の運営」の 6 施策を体系としている。

エ 施策の展開と取組

(ア) 施策 1：地域における連携強化

多くの高齢者が住み慣れた地域での生活を希望していることから、介護・支援を要する状態となってもなお地域での生活が継続可能とするために、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を構築する。特に医療・介護両分野の関係者ネットワーク強化、関係職員の資質向上を図り、地域包括支援センター等における医療・介護の資源情報を一元管理し、相談体制を強化する。また、地域全体で高齢者を支える社会を実現するため関係機関の連携を強化し、見守り活動を促進する。さらに、高齢者施策、介護保険制度等につき情報提供を強化する。この施策の展開のため、以下のとおりの個別施策と取組を展開する。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/ 強化	摘要
1 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化	(1) 地域包括支援センター・介護予防センターを核とした相談体制の充実	ア	地域包括支援センターの機能強化	強化	
		イ	介護予防センターの運営		相談、各種介護予防教室の実施
		ウ	地域包括支援センター及び介護予防センターの適正運営		市・区による評価、外部委員による地域包括支援センター運営協議会評価
		エ	地域ケア会議の充実	強化	個別・地区・区・市レベルのケア会議に再編
	(2) 民生委員の活動	ア	民生委員による巡回相談の実施		
		イ	65 歳以上高齢者名簿の整備		
	(3) 福祉のまち推進事業の充実	ア	福祉のまち推進センター活動の支援		福祉のまち推進センターへの情報提供、活動費助成

	(4) 民間事業者等との連携による見守り活動	ア	あんしんコール事業の実施		専用通報装置貸与、健康等相談 24 時間対応、受信センターの電話訪問
		イ	配食サービスの実施		
		ウ	はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業）の実施		シニアサロン事業、シニアチャレンジ事業による地域貢献支援
		エ	ふれあい・いきいきサロンへの支援		ひとり暮らし高齢者の交流・親睦
		オ	福祉除雪の実施		一定の高齢者等を対象に間口部分の除雪
		カ	民間事業者等との見守り連携協定の締結		
	(5) 行政情報の効果的な提供等	ア	情報提供の強化	強化	パンフレット、ホームページ
		イ	制度改正時の適切な周知		
		ウ	区役所における総合的・横断的な対応		総合的・横断的相談、案内員配置
		エ	コールセンターの活用		札幌市コールセンターの活用
2 医療と介護の連携	(1) 医療従事者・介護従事者等のネットワーク化の支援	ア	多職種連携による地域支援ネットワークの向上		保健・医療・福祉・住民組織等の連携
		イ	地域ケア会議の充実	強化	
		ウ	認知症支援地域ネットワークの構築		認知症支援事業推進委員会を通じた多職種による施策推進、研修会実施
		エ	在宅医療・介護連携推進事業	新規	医師会等と連携、多職種協働の研修等
	(2) 医療従事者・介護従事者等に対する研修等の充実	ア	認知症サポート医の養成		認知症の診察に習熟したサポート医を養成、研修の企画立案、かかりつけ医への助言
		イ	かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施		認知症サポート医を講師とする研修等
		ウ	高齢者口腔ケア推進のための研修会の実施		医療・介護職員等への要介護者等の口腔ケアに関する研修

		エ	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修		
		オ	札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業		認知症専門研修を履修したスーパーバイザーをケース会議等に派遣、助言
		カ	認知症介護指導者の育成		
		キ	若年性認知症従事者向け研修会の実施		
		ク	在宅医療・介護連携推進事業	新規	
	(3) 医療・介護に係る相談体制・情報提供の充実	ア	地域包括支援センターや介護予防センターにおける総合相談支援の実施		
		イ	認知症コールセンターの運営		介護支援専門員等による専用電話相談
		ウ	在宅医療・介護連携推進事業	新規	
		エ	医療アドバイザー制度の実施		地域の自主的学習会等に派遣
		3 ケアマネジメント機能の充実	ア	介護支援専門員新任研修の実施	
イ	ケアマネジメント能力向上研修の実施		介護支援専門員に対する実践的研修		
ウ	介護支援専門員指導者研修の実施				
エ	介護予防ケアマネジメント研修の実施				
オ	地域包括支援センター職員研修の実施		包括的支援事業 4 業務に従事する職員等に対する研修		
カ	地域ケア会議の充実	強化			
4 大規模災害への備え	ア	福祉避難場所の確保		特養新設等に際し福祉避難場所の併設	
イ	災害ボランティア受入体制の整備				
ウ	災害時における支援の推進		要配慮者の避難支援のための地域の取組支援		

(イ) 施策 2 : サービスの充実と暮らしの基盤の整備

介護保険サービス、生活支援サービス等の在宅サービスの充実を図る。特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスについても在宅サービスとの均衡を図りつつ計画的に整備する。また、介護保険サービス事業者に対する指導・監督等によりサービスの質を確保・向上させるとともに、関係機関との連携等を通じて高齢者の暮らしを支援する人材の確保に努める。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/ 強化	摘要	
1 在宅サービスの充実	(1) 居宅サービスの推進	ア	居宅サービスの充実			
		イ	事業者情報の公表の促進		情報公表する北海道と連携	
		ウ	新規事業者の参入促進			
	(2) 地域密着型サービスの充実	ア	地域密着型サービスの充実			
		イ	事業者情報の公表の促進			
		ウ	新規事業者の参入促進			
	(3) 生活支援サービスの充実	ア	ア	配食サービスの実施		
			イ	あんしんコール事業の実施		
		ウ	ウ	おむつサービスの実施		認知症等の在宅高齢者に対する給付
			エ	訪問理美容サービスの実施		ねたきり状態にある高齢者へのサービス
			オ	生活支援型ショートステイの実施		要介護等認定未申請者、非該当者対象
		カ	民生委員による巡回相談の実施			
		キ	福祉除雪の実施			
		ク	要介護者等ごみ排出支援事業の実施		ごみ収集・搬出の支援	
		ケ	有償ボランティアの派遣		低廉料金で家事援助	
コ	予防給付の一部見直しと生活支援サービスの充実	新規	平成 29 年 4 月から介護予防訪問介護・介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行			
2 施設・居住系サービスの充実	(1) 介護保険施設の充実	ア	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備		平成 29 年度までに 10 か所（800 人）を追加整備、ユニットケア導入	
		イ	介護老人保健施設の整備		平成 29 年度までに 2 か所（160 人）を追加整備、ユニットケア導入	
	(2) 居住系サービスの充実	ア	養護老人ホーム		市の措置による入所	
		イ	軽費老人ホーム		施設に対する補助金等の交付	
		ウ	生活支援ハウス			

		エ	有料老人ホーム			
		オ	認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)		平成 29 年度までに定員 340 人を追加整備	
		カ	グループホーム単独ユニットについての検証			
	(3) 介護療養病床等の転換	ア	介護療養病床の転換に係る補助金の交付		介護老人保健施設等への転換に国の交付金を活用して支援	
	(4) 円滑な施設サービスの提供の促進	ア	ユニットケア研修の実施			
		イ	緊急性の高い高齢者の優先的入所の推進		札幌市特別養護老人ホーム入所指針に基づく優先的入所	
3 介護保険サービスの質の確保・向上	(1) 介護保険サービスの事業者の指導等	ア	指導事項等の公表	強化	ホームページ上で公表し注意喚起	
		イ	集団指導の充実	強化	グループ分けによる集団指導	
		ウ	業務管理体制に関する監督		定期的な監督・指導	
		エ	自己評価シートの提供			
		オ	介護職員等の人材定着		研修を通じた離職防止	
		カ	雇用管理能力の強化	新規	管理者対象の研修の実施	
	(2) 事業者情報の公表の促進	ア	事業者情報の公表の促進			
		イ	グループホーム等の外部評価結果の公表の促進		定期的な外部評価と公表の促進	
	4 高齢者を支える担い手の確保	(1) 福祉・介護分野の人材の確保	ア	人材養成機関への協力		実習の場の提供
			イ	社会福祉施設職員に対する研修の実施		
ウ			認知症介護実践者等養成事業の実施			
エ			認知症介護指導者の育成			
オ			札幌市立大学運営費交付金の交付		看護学部を設置する同大学へ交付金支出	
カ			民生委員への研修の実施			
キ			知的障がいのある方を対象とした介護職員初任者養成講座			
ク			介護職員等の人材定着			
ケ			雇用管理能力の強化	新規		
コ			職員採用力向上への支援	新規	福祉就職フェア(合同企業説明会) 提供	

	(2) ボランティア活動等への支援	ア	市民向け福祉講座の開催		
		イ	ボランティア研修の実施		
		ウ	ボランティア活動への支援		
		エ	ボランティア登録・需給調整の実施		市社協ボランティア活動センターによる需給調整
		オ	ボランティア連絡会の開催		
		カ	福祉教育への支援		高齢者疑似体験セット貸出、講師派遣等
		キ	社会福祉協力校への活動支援		
		ク	企業の社会貢献活動の促進		
		ケ	ボランティア体験の推進		
		コ	ボランティア活動保険等の加入促進		
		サ	市民活動サポートセンターの運営		(公財)さっぽろ青少年女性活動協会が指定管理者
		シ	市民活動促進施策の展開		市民まちづくり活動促進条例に基づく「さぼーとほっと基金」の運営等
5 高齢者が暮らしやすいまちづくり	(1) 高齢者向け住まいの充実	ア	安全・安心な市営住宅の整備		EV 設置、バリアフリー化
		イ	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進		サ高住登録制度の相談対応・助言
		ウ	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助		
		エ	高齢者向け住宅に関する分かりやすい情報提供		NPO 法人等と連携
		オ	住宅資金融資（高齢者等リフォーム資金・耐震改修資金）		銀行預託方式による低利融資
		カ	住宅改修費の支給		手摺り設置等の小規模改修の支援
		キ	住宅改修支援事業の実施		住宅改修費制度利用時の資料作成支援
	(2) 暮らしに役立つ福祉用具に関する情報提供の推進	ア	福祉用具の展示等		社会福祉総合センター等での福祉用具の情報提供
		ア	福祉のまちづくり推進会議の開催		
		イ	バリアフリー施設に関する情報発信		

(3) 福祉のまちづくりの普及・推進	ウ	優しさと思いやりのバリアフリーシステムの運用		数値化された基準だけでなく、人の目や感覚を取り入れたシステムの運用	
	ア イ ウ エ オ	ア	公共的施設新設等における事前協議		福祉のまちづくり条例に基づく事前協議、指導
		イ	福祉のまちづくり施設整備資金の融資		EV、スロープ等設置への融資
		ウ	地域と創る公園再整備事業・安全安心な公園再整備事業		公園のバリアフリー化、手摺り、ベンチ、多目的トイレの設置
		エ	体育施設・コミュニティ施設整備事業		EV、多目的トイレの設置
		オ	優しさと思いやりのバリアフリーシステムの運用		
	(5) 公共交通や歩行空間におけるバリアフリーの促進	ア	地下鉄駅環境整備推進事業		階段のスリップ防止ゴム設置等による安全性向上
		イ	路面電車ループ化事業		バリアフリー化
		ウ	「新・札幌市バリアフリー基本構想」に基づく整備促進		旅客施設、歩道、公園等で重点的にバリアフリー化
		エ	ノンステップバス導入等補助		事業者に対する補助
オ		交通施設バリアフリー化設備整備費補助		事業者に対する補助	
カ		公共サイン基本計画		歩行者系サインの整備	
キ		福祉有償運送に係る運営協議会の運営		非営利法人による要介護者等の有償移送サービスの調整等	
(6) 冬期間の生活環境の整備	ア	生活道路パートナーシップ排雪の実施		市民・企業・行政協働による排雪	
	イ	歩行者用砂箱の設置		砂まき活動の推進	
	ウ	福祉除雪の実施			

(ウ) 施策3：認知症高齢者支援の充実

認知症患者は今後も増加が見込まれるが、記憶力・判断力の低下に加え、身体機能・生活能力の低下も招くことがあるため、家族の介護負担が大きくなる。一方、生活習慣を適切に保ち、残された機能に応じた役割を持つことにより落ち着いた生活も可能となるため、正しい知識と適切な対応が重要となる。認知症に対する市民の理解を進め、本人・家族を支える相談体制やサービス基盤の整備・強化を図る。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/ 強化	摘要
1 認知症の方と家族を支える地域づくり	(1) 知識の普及と理解の促進	ア	認知症サポーター養成講座の実施		
		イ	認知症キャラバン・メイトの育成		認知症サポーター養成講座の講師役育成
		ウ	関係団体への協力・支援		家族会等の啓発活動に協力・支援
		エ	認知症カフェを実施する団体等の支援		認知症カフェの企画・運営、周知の支援
	(2) 認知症の方と家族への支援体制の強化	ア	精神保健福祉センターにおける相談支援の実施		
		イ	訪問指導の実施		保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等による家庭訪問
		ウ	認知症コールセンターの運営		
		エ	認知症支援地域ネットワークの構築		
		オ	認知症地域支援推進員の設置	強化	
		カ	認知症ケアパスの検討	新規	インフォーマルサービス等の社会資源を含めた認知症ケアパスの検討
		キ	認知症初期集中支援チームの設置	新規	適切な医療・介護サービスにつなげていない認知症高齢者等を対象に認知症サポート医、医療職、介護職で構成されるチームによる訪問・支援
		ク	認知症の医療体制の強化	新規	認知症疾患医療センター設置の検討
		ケ	介護者への支援		
		コ	関係団体への協力・支援		
		サ	認知症カフェを実施する団体等の支援		
		(3) 認知症の方と家族を支える関係者の資質向上と連携強化	ア	徘徊認知症高齢者 SOS ネットワーク	
	イ		認知症サポート医の養成		

		ウ	かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施		
		エ	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修		
		オ	札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業		
		カ	認知症介護指導者の育成		
		キ	若年性認知症従事者向け研修会の実施		
	(4) 権利擁護の推進	ア	地域包括支援センター等総合相談支援の実施		虐待相談、消費者被害相談等
		イ	高齢者・障がい者生活あんしん支援センターにおける日常生活自立支援事業の実施		認知症高齢者に対する生活相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス
		ウ	成年後見制度の利用促進		成年後見制度の普及啓発、市社協による法人後見の利用促進、市民後見人の育成
		エ	高齢者虐待相談窓口		
		オ	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催		行政、警察、司法関係者等による委員会にて虐待早期発見、発見時の対応を協議
		カ	高齢者虐待等対応専門職チーム派遣事業		研修会等に弁護士、社会福祉士を派遣
		キ	高齢者・障がい者生活あんしん支援センター、福祉サービス調整委員会による福祉サービスに関する苦情相談対応		市社協設置の「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」「福祉サービス調整委員会」につき市民周知
		ク	消費者被害防止ネットワーク事業		消費生活推進員を地域配置し、被害の早期発見等
	(5) 若年性認知症の方への支援	ア	若年性認知症市民向け講演会・相談会の実施		
		イ	若年性認知症従事者向け研修会の実施		
2 認知症の方を支えるサ	(1) 認知症高齢者グループホームの整備	ア	認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）		
		イ	グループホーム単独ユニットについての検証		

サービス基盤の整備	(2) 認知症介護サービスの質的向上	ア	認知症介護実践者等養成事業の実施		
		イ	認知症介護指導者の育成		
		ウ	若年性認知症従事者向け研修会の実施		
		エ	札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業		
		オ	グループホーム管理者連絡会議の実施		知識共有、情報交換のための連絡会議の定期開催
		カ	グループホーム等の外部評価結果の公表の促進		
		キ	事業者情報の公表の促進		

(エ) 施策4：介護予防・健康づくりの推進

高齢者が身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう介護予防に関する普及啓発を進めるとともに、福祉・医療等の関係機関と連携して住民主体の介護予防事業の充実を図る。また、本市の健康づくりの基本計画である「健康さっぽろ21（第二次）」に基づいて高齢者の主体的・継続的な健康づくりの環境を充実させる。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/強化	摘要
1 介護予防事業の推進	(1) 対象者の状況に応じた介護予防事業の充実	ア	一般介護予防事業の実施	新規	平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業の中で実施。元気な高齢者と二次予防事業対象者を分けることなく実施し、理学療法士等のリハビリ専門職と連携
		イ	介護サポートポイント事業の実施		高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動に対し換金可能なポイント付与
		ウ	高齢者口腔ケア推進のための研修会の実施		
		エ	健康教育の実施		医師等による生活習慣病予防等の教育
		オ	高齢者健康入浴推進事業		介護予防、閉じこもり防止のため地域の公衆浴場で入浴等のサービス提供
		カ	訪問指導の実施		(前掲：施策3-1-(2))

	(2) 地域リハビリテーションの推進	ア	札幌市地域リハビリテーション推進協議会の運営		情報収集、従事者研修会の開催
		イ	一般介護予防事業の実施	新規	
	(3) 高齢期の疾病予防	ア	高齢者インフルエンザ予防接種の実施		
		イ	高齢者肺炎球菌予防接種の実施		
2 高齢期の健康づくり	(1) 保健事業の充実	ア	がん検診の実施		
		イ	歯周疾患検診の実施		
		ウ	後期高齢者健康診査の実施		
		エ	特定健康診査の実施		
		オ	特定保健指導の実施		
	(2) 健康づくりへの支援	ア	介護サポートポイント事業の実施		
		イ	健康教育の実施		
		ウ	市民健康づくりサポート事業		
		エ	食生活改善推進員の養成講座の開催		
		オ	健康づくりセンターにおける健康づくり事業の実施		中央・東・西区の健康づくりセンターにて要介護等予防対象者らに対し健康状態の維持・回復等を支援
		カ	すこやか食育支援事業		
		キ	地域の健康づくり推進事業		
		ク	高齢者のための食生活指針等の普及啓発		保健センターでの支援

(オ) 施策5：積極的な社会参加の促進

健康な高齢者が心身に不安を抱える高齢者を支え、経験・知識を生かして他世代と協力することで、自身も助け合いの輪の中で生活することができる。そのきっかけづくりや活動の場・機会を提供し、関係団体への支援を通じて高齢者の社会参加を促進する。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/強化	摘要
1 高齢者が社会	(1) 生きがいある暮らしへの支援	ア	老人クラブへの活動支援		老人クラブ、札幌市老人クラブ連合会への支援
		イ	高齢者スポーツ大会の開催		

で輝く機 会の充実		ウ	ねんりんピック（全国健康福祉祭）への選手派遣		
		エ	ふれあい・いきいきサロンへの支援		
		オ	高齢者保健福祉週間行事の実施		老人の日に個人・団体表彰、100歳表敬訪問
		カ	敬老祝品の贈呈		100歳対象
		キ	敬老優待乗車証の交付		市内公共交通機関の利用、ICカード化
		ク	高齢者福祉バスの貸出し		高齢者団体のボランティア活動、健康づくり等のための貸出
	(2) 地域社会における 高齢者の活躍推進		ア	はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業）の実施	
		イ	介護サポートポイント事業の実施		
		ウ	元気なまちづくり支援事業の実施		
		エ	公益社団法人札幌市シルバー人材センターへの支援		
		オ	職業相談窓口の運営		
		カ	ボランティア体験の推進		
		キ	高齢者の社会参加を促す情報発信の強化等	新規	ボランティア参加支援メニュー等の情報を冊子化
		ク	新たな活躍の場づくりの支援体制の構築	新規	高齢者社会参加のコーディネーター育成、ネットワーク化を目的とした新たな活動に向けたモデル事業
2 高齢者の社会参加を支える基盤づくり	(1) 意欲に応じた多様な学習環境の提供	ア	札幌シニア大学の開催		地域で活動する高齢者の指導者養成、まちづくり支援
		イ	さっぽろ市民カレッジの開催		生涯学習センターを拠点とする学習機会
		ウ	区民講座の開催		各区民センターにおける講座
		エ	図書館を基軸にした生涯学習支援		
		オ	市民向け福祉講座の開催		
		カ	ボランティア研修の実施		

	(2) 活動の場の提供	ア	老人福祉センターの運営		
		イ	おとしより憩の家の運営支援		集会所、地区会館等を利用した「憩の家」の運営費の支援
		ウ	老人休養ホームの運営		
		エ	公園の造成整備（パークゴルフ場の整備）		パークゴルフ場の整備の検討
3 世代間の理解と交流の促進	(1) 超高齢社会に関する理解の促進	ア	出前講座の実施		本市広報活動の一環として行う「出前講座」を活用
		イ	福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）		福祉読本の市内小学校への配布
	(2) 多世代交流の促進	ア	世代間交流の支援		福祉のまち推進センターが行うふれあい活動事業への協力、ふれあい・いきいきサロンへの支援
		イ	ふれあい入浴の実施		敬老の日の公衆浴場の高齢者と小学生以下の入浴料金無料化補助
		ウ	元気なまちづくり支援事業の実施		
		エ	札幌市立大学によるウェルネス支援		旧真駒内緑小を拠点に多世代交流・地域連携
		オ	小学校を中心とした公共施設の複合化の検討	新規	高齢者と他世代の多様な交流の場の創出

(カ) 施策6：安定した介護保険制度の運営

保険料の適切な賦課・徴収、公平公正な要介護等認定等に取り組み、予防給付の一部見直しと生活支援サービスの充実を図り、安定した介護保険制度の運営に努める。

施策の柱	個別施策	主な取組		新規/強化	摘要
1 適切な事業運営	(1) 保険料の適切な賦課・徴収	ア	保険料の適切な賦課		
		イ	保険料の確実な徴収		
	(2) 公平公正な要介護等認定	ア	公平公正な要介護等認定の実施		
		イ	要介護等認定における透明性の確保		
		ア	ケアプランの点検		

	(3) 保険給付の適正化と介護保険制度に関する普及啓発	イ	介護保険制度に関する理解の促進		
		ウ	出前講座の実施		
		エ	高額介護サービス費の申請勧奨		
		オ	高額医療合算介護サービス費の制度の周知		
	(4) 地域支援事業の推進	ア	予防給付の一部見直しと生活支援サービスの充実	新規	
		イ	一般介護予防事業の実施	新規	
2 安定的な財政運営	(1) 安定的な介護保険財政の運営		必要なサービスの確保と保険給付の適正化、保険料の適切な賦課と確実な徴収に努める。		
	(2) 介護保険料水準の適切な設定		第1号保険料の額の設定に際し、サービス費用を的確に見込み、必要な保険料の額を設定する。		
3 低所得者等への配慮	(1) 保険料のきめ細かい段階設定と減免制度の実施		第1号保険料につき、前計画を修正し、負担割合が同一な第1段階と第2段階を統合し、第3段階から第5段階までの軽減措置を個別段階に名称変更のうえ10段階へ。また前計画と同様要件で減免制度を維持。		
	(2) 低所得者の第1号保険料の軽減強化		新第1段階の基準額に乗じる割合をさらに引き下げ、その引き下げ分につきこれまでのサービス費用の約50%の公費負担に加え、新たに別枠で公費投入し保険料軽減を図る。		
	(3) 利用料負担の軽減	ア	高額介護サービス費の支給		
イ		高額医療合算介護サービス費の支給			
ウ		特定入所者介護サービス費の支給			
エ		社会福祉法人利用者負担額減額の実施			

(2) 第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

ア 札幌市高齢者支援計画 2018

(ア) 少子高齢化の更なる進行、単身高齢者世帯や介護を必要とする高齢者の増加により地域社会が抱える課題が一層複雑かつ多様化するなか、本市は、保健・福祉・医療等の変化する課題に対処するため、平成30年(2018年)4月を始期とする「札幌市高

齢者支援計画 2018」³⁷「札幌市地域福祉社会計画 2018」³⁸「さっぽろ障がい者プラン 2018」³⁹「さっぽろ医療計画 2018」⁴⁰を同時策定した。

(イ) 札幌市高齢者支援計画 2018 は、「高齢者の社会参加支援に関する基本方針」と第 8 期高齢者保健福祉計画・第 7 期から構成される。この「基本方針」は、高齢社会対策基本法の基本理念に基づき「生涯現役社会」（社会参加、地域共生、生活の質を構成要素とする）を目指す将来像として設定し、高齢者の社会参加の拡大を基本理念とする。その実現に向けて世代間協調・多様性・公共性の観点を定め、これら観点から、意欲と気運を高める「意識醸成」、出番と役割を広げる「機会拡大」、意欲と行動とを結びつける「環境整備」を基本施策とし、全庁的な推進を図るため、保健福祉局担当副市長を委員長とし、関係局長を委員とする「札幌市高齢者の社会参加推進プロジェクト会議」を設置して、組織横断的に事業を展開するものとしている。

イ 第 8 期高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画

(ア) 本計画は、前期計画である、第 7 期高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画が定めた各施策の指標に対する達成状況につき、6 施策いずれについても全般的に計画どおりの展開がなされたものと評価したうえ、「いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本目標として、前期計画同様の 6 施策を施策体系として、従前からの取組又は事業につき継続又は強化する方向性を示しつつ、幾つかの新規取組も付加している。

(イ) 本計画において新規の取組又は施策は、以下のとおりである。

a 施策 1 : 地域における連携強化

個別施策	主な取組
専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付けるような仕組みの検討	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に連携して対応できる支援体制を整備していくため、既存の専門機関や地域住民主体の組織等を包括的に結び付けるような仕組みについて検討する。

b 施策 2 : サービスの充実と暮らしの基盤の整備（なお、3 は、施策 5（積極的な社会参加の促進）の取組としても掲記されている）

³⁷ <http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k500plan/k550plan65.html>

³⁸ <http://www.city.sapporo.jp/chikifukushi/keikaku/index.html>

³⁹ <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/index.html>

⁴⁰ <http://www.city.sapporo.jp/eisei/tiiki/iryoplan/second/index.html>

個別施策	主な取組
1 介護職員の交流・研修会	介護職員の定着・資質の向上を図るため、事業所の垣根を越えて介護職員同士が参加できる交流会、研修会の機会を提供する。
2 外国人介護人材の確保に対する支援	外国人介護人材を取り巻く情勢や基礎知識等を学ぶセミナーを開催し、人材確保を目指す事業者を支援。
3 介護分野における地域人材活用の検討（直接介助以外の補助業務等）	高齢者や主婦等の地域人材に直接介助以外の補助業務に従事してもらうことで介護福祉士等の業務負担の軽減や専門性の高い業務に集中して携わることができるよう人材活用の検討を行う。

4 監査対象である公の施設指定管理者・財政援助団体

(1) 社会福祉法人神愛園⁴¹

社会福祉法人神愛園（以下、本法人を指す場合は、特に断りなき限り、単に「神愛園」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、キリスト教の精神に立って支援することを目的として、昭和44年に設立された。

本法人は、軽費老人ホーム（A型）「星置ハイツ」及びケアハウス「シャローム羊ヶ丘」並びに特別養護老人ホーム「神愛園手稲」及び「神愛園清田」の設置・経営、老人デイサービス事業等を行っているほか、本市の指定に基づき、公の施設である軽費老人ホーム（B型）「札幌市琴寿園」の管理運営を行っている（昭和53年から管理委託、制度変更により平成18年から指定管理）。

本市は、平成29年度において軽費老人ホームに係る事務費等に対し、総額約91,406千円の補助金を交付するとともに、前記公の施設の維持管理に要する経費として37,276千円の管理費用を支出している（その概要については、後記第5・2(1)カを参照）。

当監査人は、札幌市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月4日条例第11号）⁴² 条5号に基づき、本法人の札幌市琴寿園の管理業務を監査した。

⁴¹ <https://www.shinaien.or.jp>

⁴² <http://www.city.sapporo.jp/kansa/f09sonota/h061gaijyo.html>

(2) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会⁴³

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下、単に「市社協」という。）は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和 39 年に設立された。

市社協は、社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉を目的とする事業の調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等の事業を行っているほか、本市の指定に基づき、公の施設である「札幌市社会福祉総合センター」⁴⁴（本市保健福祉局総務部所管）、「札幌市長生園」⁴⁵（本市保健福祉局高齢保健福祉部所管）、「札幌市老人福祉センター（8 館）」⁴⁶（同前）、「札幌市屯田西老人デイサービスセンター」⁴⁷（同前）及び「札幌市保養センター駒岡」⁴⁸（同前）の管理運営を行っている（指定管理は、「札幌市屯田西老人デイサービスセンター」については平成 26 年度から、その余の施設についてはいずれも平成 18 年度から開始。なお、指定管理受託施設別の管理費用の概要については、後記第 5・1(1)オを参照）。

本市は、平成 29 年度において、市社協に対し、「札幌市保育士修学資金等貸付事業」他につき、総額 638,563 千円の補助金を交付するとともに、前記公の施設の維持管理に要する経費として、総額 688,917 千円の管理費用を支出している。また、市社協の行う貸付事業⁴⁹の資金として、平成 29 年度末現在 2,025,472,821 円を貸付けしている。

当監査人は、札幌市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 4 日条例第 11 号）2 条 1 号及び 5 号に基づき、市社協の財務事務を監査した。

5 平成 30 年度における特記事項

(1) 北海道胆振東部地震の発生

平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分、北海道胆振地方中東部を震源として、地震規模マグニチュード 6.7、震源の深さは 37 km、最大震度 7 という北海道史上最大の地震が発生し、この地震は、気象庁により「平成 30 年北海道胆振東部地震」と命名された。

⁴³ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp>

⁴⁴ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/hotnews/detail/00000641.html>

⁴⁵ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/hotnews/category/302.html>

⁴⁶ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/hotnews/detail/00000421.html>

⁴⁷ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/hotnews/category/297.html>

⁴⁸ <http://www.komaoka.com>

⁴⁹ 貸付金残高の内訳は、市社協の行う応急援護資金貸付事業分として 238,800,821 円（本市保健福祉局総務部保護自立支援課所管）、保育士修学資金等貸付事業分として 1,786,672,000 円（本市子ども未来局子育て支援部施設運営課所管）。これら市社協に対する貸付金自体は、今次の外部監査の対象外である。

本市においても、最大震度 6 弱の揺れが認められた。影響は大きく、人的には死者 2 名、負傷者 297 名（重傷 1 名、軽傷 296 名）の被害（平成 31 年 1 月 31 日時点）が、物的には、住家棟数で全壊 95 棟、半壊 691 棟、一部損壊 4,511 棟、非住家棟数で全壊 7 棟、半壊 24 棟、一部損壊で 194 棟の被害（平成 31 年 1 月 30 日時点）がもたらされた。

地震発生からまもなく発生した全道規模の長時間にわたる停電（ブラック・アウト）は、生活、営業、交通その他のインフラに深刻な影響を与えたが、本市においても地震による断水、停電とこれに伴う交通信号の停止、通信（電話、インターネット）の途絶、電車・地下鉄等の交通機関の麻痺をもたらした⁵⁰。

(2) 本市の高齢者保健福祉行政への影響

ア 札幌市地域防災計画

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などの方向性を定めた総合的な計画「札幌市地域防災計画」⁵¹を定める（平成 30 年 2 月修正）。防災計画は、広範囲にわたる被害を想定し、全市的な防災体制の必要な地震災害に対する「地震災害対策編」、気象が原因となり、事前の警戒や準備行動が可能である「風水害対策編」及び「雪害対策編」、大規模な事故災害への対応を定めた「原子力災害対策編」及び「事故災害対策編」から成り立つ。

総則（第 1 章）、災害予防計画（第 2 章）、災害応急対策計画（第 3 章）及び災害復旧・復興計画（第 4 章）から成る地震災害対策編においては、地震発生時の高齢者対策として、地域支援組織及び各種高齢者福祉施設等との連携により、在宅または施設の高齢者の安否確認・状況把握を行い、支援のための人員配置等所要の措置をとること、在宅者に対しては巡回相談、避難場所においては介護用品の供給等ボランティア等による各種支援サービスを行うとともに、要介護者など収容避難場所における生活が困難な者について社会福祉施設等へ移送するものとし、これに関する各種計画や業務手順書も定めている。

イ 北海道胆振東部地震への対応

北海道胆振東部地震の発生後、本市の下記各部署において、高齢者等に対する対応を実施した。

⁵⁰ 本市は、北海道胆振東部地震後の平成 30 年 9 月 25 日開会の定例市議会において、同地震復旧関連の総額約 182 億円の補正予算案を提出し、本市議会はこれを即日可決した。内訳は、道路・公園等のインフラに 151 億 9000 万円、その他公共施設に 13 億 7500 万円、民間施設に対する補助に 1 億 3500 万円、被災者支援に 14 億 8600 万円等とされている。

⁵¹ <https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/keikaku.html>

(ア) 総務部地域福祉推進担当課

a 地域福祉推進係

災害時要配慮者避難支援事業を所管している。北海道胆振東部地震に際し、地域福祉推進係において各区保健福祉部に対し、各区の状況に応じ、安否確認を行うにあたっての一助となるよう、避難行動要支援者名簿情報を提供した。なお、本市北区において担当係長が9町内会に対して本名簿の提供を懈怠していたことが本市から発表された（後記第3・2(1)ソを参照）。

b 福祉活動推進担当係

札幌市ボランティア活動センター（市社協が運営）が支援調整等を行う震災関連ボランティアの活動状況の取り纏めを実施した。

(イ) 高齢保健福祉部高齢福祉課

a 高齢福祉係

利用者の安全確保のため、所管施設（老人福祉センター、屯田西デイサービスセンター、保養センター駒岡）を一時休館するとともに計画停電実施に備え手順書を整理した。

(ウ) 高齢保健福祉部介護保険課

a 管理係

災害により家屋等の損害を受け、保険料の支払いが困難である場合に、保険料を減免、猶予できる取扱いとした。

b 給付・認定係

被災に伴い被保険者証等が提示できない場合であっても、氏名・住所等を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとした。

(エ) 高齢保健福祉部認知症支援・介護予防担当課

a 介護予防担当係

地域包括支援センターの被災状況の確認、ケースの安否確認依頼、利用者・サービス事業所等の被災状況・困りごと等に関する情報収集、高齢者配食サービス事業者の被災状況の確認、配食不可能な事業者から利用者への連絡依頼、食料配達困難な利用者への非常食（本市から事業者へ提供）配布依頼、民生委員へ利用者のうち介護サービス未利用者についての情報提供及び安否確認依頼を実施した。

b 地域支援推進担当係

介護予防センターの被災状況の確認、ケースの安否確認依頼、利用者・サービス事業所等の被災状況・困りごと等に関する情報収集を実施した。

ウ 福祉避難場所設置場所の非公表

(ア) 福祉避難場所とは、大規模な地震、風水害等の自然災害により家屋等が被害を受けた場合に、収容避難場所における生活が困難な高齢者・障がい者等の要配慮者⁵²の避難支援活動を円滑に行うために、市町村が内閣府令に定める基準⁵³に適合する社会福祉施設等に設置する避難場所をいうところ、本市においてもその設置要綱を定め⁵⁴、市内の社会福祉施設等と協定を締結している。

今次の地震の際、本市がホームページ等によりその設置場所を公表していなかったことが問題とされた。

9月6日午前3時過ぎに北海道胆振東部地震が発生し、まもなく全道的な停電に至った。停電及び断水した北海道難病センターが同日午前中に難病患者を避難させようとしたが、紹介された一次避難所は混雑している状況にあった。同日夕刻に至り白石区の高齢者施設に開設した福祉避難場所に1名、翌7日午後中央区の障がい者施設に開設した福祉避難場所に1名が各入所し、その後同月11日までに2人が退所するに至ったが、この間、福祉避難場所の施設名・開設場所等が公表されないまま、福祉避難場所を閉鎖したという経過を辿ったものである。

(イ) 福祉避難場所は、阪神・淡路大震災（平成7年1月17日発生）の際、介助の行き届かない高齢者等が一般避難所で死亡する災害関連死が問題とされ、平成9年旧厚生省が各自治体へ福祉避難場所の事前指定と住民への周知を求める通知を発出したものの、事前指定体制や周知の遅れが指摘されていたところ、東日本大震災が発生（平成23年3月11日）、内閣府（防災担当）が実施した被災地住民に対するアンケート結果によれば、福祉避難場所の意義や設置場所を知らなかったとする回答が69パーセントを占めた⁵⁵。熊本地震（平成28年4月14日）の際も、被災地住民における福祉避難場所に関する認知度は低いままであった。

このため、内閣府（防災担当）は、市町村に対し、「あらゆる媒体を活用し、福祉避難場所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主的防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る」ことをガイドライン⁵⁶をもって定めたところであった。

(ウ) 本市においては、福祉避難場所としての受入れに関する調整行為（受入れの可否・程度等）を経由せずに設置場所等の公表を先行させることは、必ずしも適切ではないとの判断から場所を非公表としていたものであるが⁵⁷、今後、要配慮者の支援等に関わる関係団体とも協議のうえ、福祉避難場所の制度趣旨に照らし適切かつ効果的な公表方法を定め、速やかに実施することが要請される（意見）。

⁵² 災害対策基本法8条2項15号

⁵³ 災害対策基本法施行令20条の6第5号

⁵⁴ 札幌市災害時の福祉避難場所設置要綱（平成25年3月22日保健福祉局長決裁、最終改正平成28年5月9日）

⁵⁵ 「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」（平成25年）

⁵⁶ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月）

⁵⁷ 平成30年9月20日市長記者会見による。